

県南広域振興局長告示第76号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和8年7月3日

県南広域振興局長 菅原健司

共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0320500218	障がい者グループホームはちどり	花巻市桜町一丁目782番地2	令和8年6月1日